

静岡県食肉センター（仮称）新築他工事实施設計技術協力業務委託
公募型プロポーザル技術提案書等作成要領

1 本要領の位置付け

本要領は、静岡県食肉センター（仮称）新築他工事实施設計技術協力業務を委託するにあたり、「静岡県食肉センター（仮称）新築他工事实施設計技術協力業務委託業務説明書」（以下、「説明書」という。）などの関係書類を基本としたうえで、資格審査書類、技術提案書、概算工事費見積書、VE提案書の作成方法を示すものである。

2 資格審査書類の作成方法

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 代表企業の参加 資格要件等調書 (様式第2号)	認定業種、建設業の許可および経営事項審査の欄は説明書8-1(3)ア①～③に示す許可を受けている業種等のみを記載すること。 ISO 認証取得状況の欄には技術資料提出期限日に有効な ISO9001 又は ISO14001 記載すること。
(2) 代表企業の配置 予定技術者調書 (様式第3号)	各配置予定技術者の氏名、生年月日、所属会社名、雇用期間および保有資格は説明書8-1(3)ア④に示す要件のみ記載すること。

3 資格審査書類作成上の留意事項

提出書類は、説明書、本要領及び別添の様式に示された条件に適合しない又は記載漏れ・不整合等の記載の誤りがある場合は、施工実績等を無効とし、失格とすることがある。

4 技術提案書の作成

各提案について、資料3の静岡県食肉センター（仮称）新築他工事实施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル技術提案書等評価要領「4 技術提案評価」の内容に留意して作成する。

各提案は、原則として、1項目につき1提案とし、それぞれ様式第6号1枚に記載すること。複数の提案により実現可能となるものについては、複数提案も可能とする。

5 技術提案書作成の留意事項

- (1) 提案は、静岡県食肉センター（仮称）新築他工事实施設計技術協力業務委託特記仕様書（案）に記載の設計と条件を遵守した提案とする。
- (2) 技術提案書は、それぞれの指定の枚数の範囲内で記述すること。文字の大きさは10.5ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りではないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。）とし、文字間隔は標準とする。カラーで作成した場合はカラーのまま評価する。
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権が含まれる提案をする場合、別の者が静岡県食肉センター（仮称）新築他工事（以下「本工事」という。）を請負い使用する場合は使用料及びその他利用条件を明示すること。

- (4) 技術提案書に記述した提案は、技術提案書の審査・プレゼンテーション・ヒアリング等を通じて採用される。応募者が施工予定者として選定された場合には、施工予定者は技術提案書に記述した提案について、技術提案内容の適用判断及び設計に反映させるために必要となる提案部分に関する機能、性能、適用条件等の技術情報並びに見積及び見積根拠に関する情報を提出するものとする。
- なお、技術提案の採用に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

6 概算工事費見積書の作成

(1) 概算工事費見積書(様式第7号)

様式第7号に記載の上、提出すること。また、PDFデータ及びテキストデータ(MS-Excel形式)も併せて提出すること。

(2) 概算工事費見積内訳書(様式第7号-2)、概算工事費見積内訳書(棟別)(様式第7号-3)

各様式に記載の上、提出すること。必要に応じて、見積項目を追加・修正すること。また、PDFデータ及びテキストデータ(MS-Excel形式)も併せて提出すること。

(3) 概算工事費見積内訳明細書(任意書式)

ア 数量書(参考資料)に基づき作成すること。書式は任意とする。なお、応募者名称及びページ数/全体ページ数を各ページに記載し、PDFデータ及びテキストデータ(MS-Excel形式)も併せて提出すること。

イ 名称・数量・単価・金額等を記載すること。

ウ 共通費(共通仮設費・現場管理費・一般管理費等)は率対象額と率を記載すること。

エ 価格調整などの一括値引き(出精値引き)は行わないこと。

7 概算工事費見積書作成上の留意事項

- (1) 概算工事費見積書は基本設計書、事業計画等に基づき作成し、年度毎に工事を分割することにより必要となる経費も含むこと。
- (2) 基本設計図書等に表記されていない場合でも、対象工事を完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上、必要とされる内容を想定し、概算工事費見積書、概算工事費見積内訳書及び概算工事費見積内訳明細書に反映すること。
- (3) 技術提案内容については、全て見積に反映させること。なお、VE採否通知前の見積にはVE提案は反映させないこと。

8 VE提案書の作成

(1) VE提案総括表(様式第8号)

提出されたすべてのVE提案の総括表として、様式第8号を提出すること。また、PDFデータ及びテキストデータ(MS-Excel形式)も併せて提出すること。

(2) VE提案書(様式第8号-2)

ア VE提案ごとに、様式第8号-2を提出すること。また、PDFデータ及びテキストデータ(MS-Excel形式)も合わせて提出すること。

イ 次に掲げる事項を各VE提案書に記載すること。

(ア) 基本設計図書等に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案目的

(イ) VE提案が採用された場合の概算工事費のコスト縮減金額（諸経費含む）、算出根拠（図面・数量など）

(ウ) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項

(エ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

ウ VE提案書は、各提案についての具体的な考え方を様式第8号-2の範囲内で記載すること。なお、文字の大きさは10.5ポイント以上とする。（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りではないが、判読が困難である場合は当該部分を評価しないことがある。）

(3) VE提案内訳明細書（様式第8号-3）

ア VE提案ごとに、様式第8号-3を提出すること。

イ 内訳構成

(ア) 概算工事費の該当部分工事費（内訳明細含む）

(イ) VE提案金額（内訳明細含む）

ウ 諸経費はVE提案ごとに計上すること。

エ 概算工事費見積内訳明細書との関連付けができるよう、備考欄に概算工事費見積内訳明細書のページ番号を記載すること。また、PDFデータ及びテキストデータ（MS-Excel形式）も併せて提出すること。

(4) VE提案の対象

VE提案数は下表のとおりとする。

	提案1件あたりのコスト縮減金額	提案数の上限
ア	10,000,000円以上	制限なし
イ	5,000,000円以上、10,000,000円未満	50
ウ	その他	10

(5) VE提案の範囲

次に該当するものはVE提案の対象とすることができない。ただしエ～スについては、該当する場合であっても工事費の削減に伴うライフサイクルコストの縮減や建築物等の機能・性能・品質の維持・向上の観点から、総合的に大きな効果が得られると認められる場合についてはこの限りではない。

ア 法令等に抵触する恐れのあるもの

イ 防災性・安全性が低下するもの

ウ 構造性能の低下を伴うもの

エ 基本設計書に示す機能・性能・品質が低下するもの

オ 配置計画・平面計画において機能・性能・品質が低下するもの

カ 設備計画において機能・性能・品質が低下するもの

キ 工期（設計変更・法令に基づく所定の手続等に要する期間を含む）の延長を伴うもの

ク 工事中の騒音・振動が大きく増加するもの

ケ 環境負荷が大きく増大するもの

コ 維持管理の困難さや過度なメンテナンスコスト増加をもたらすもの

サ 食肉処理機能の低下に直接関連すると予想されるもの

シ 本工事範囲から別途発注工事への単純な工事範囲変更や建設工事全体のコストが低減になら

ないもの

ス その他適正な履行がなされない恐れのあるもの

セ 実施設計業務の工程に遅延の恐れがあると予想されるもの

ソ 既存施設の事業継続を大きく制限するもの

(6) VE提案の具体的な考え方

総合的な観点から、大きな効果が得られると認められる柔軟な提案を求める。ただし、実施設計業務において、基本設計の内容から変更があった場合については、実施設計の内容を踏まえた上で、採用しない場合がある。

ア 配置計画にかかわるもの

(ア) 配置計画の変更を伴う提案は、原則としてできない。ただし、総合的に大きな効果が得られると認められる場合は、その限りではない。

(イ) 新設する駐車台数は87台以上とする。

(ウ) 駐車場の配置は変更できない。ただし、駐車台数が大きく増加し、総合的に大きな効果が得られると認められる場合は、その限りではない。

イ 面積・高さにかかわるもの

(ア) 延床面積は基本設計書に示す数値を目安とする。延床面積削減を伴う提案については、総合的に大きな効果が得られると認められる場合は、その限りではない。

(イ) 建築物の高さ、最高高さは基本設計書に示す高さを目安とする。建築物の高さ、最高高さの変更を伴う提案については、総合的に大きな効果が得られると認められる場合には、その限りではない。

(ウ) 主要諸室の天井高は、諸室リストに示す数値を目安とする。天井高さを低くする提案については、総合的に大きな効果が得られると認められる場合は、その限りではない。

ウ 平面計画にかかわるもの

(ア) 主要諸室のレイアウト・間仕切り壁の位置は、原則として変更できない。ただし、総合的に大きな効果が得られると認められる場合は、その限りではない。

(イ) 主要諸室の面積は、諸室リストに示す数値を目安とするが、柱の形状や寸法、位置の変更に伴う微修正は可能とする。

エ 構造計画にかかわるもの

(ア) 基本設計書に示す耐震安全性の目標を遵守すること。

(イ) 構造形式は変更できない。

(ウ) 設計用床積載荷重・地震荷重・風荷重・積雪荷重の設計条件は変更できない。

(エ) 上記を満たした上で、総合的に大きな効果が得られる構造提案を求める。

オ 設備計画にかかわるもの

(ア) 基本設計書に示された各設備条件（機能、性能、品質）を原則として下回らないこと。

(イ) 公共建築工事標準仕様書に準拠したものを原則とする。ただし、影響範囲が限定的であり、総合的な仕様が向上する場合は、その限りではない。

(ウ) 停電作業や断水作業が追加で発生する提案は、原則できない。

(エ) 受変電設備や電気幹線に関する提案は、機械設備、冷蔵設備及び生産設備に影響を与えない範囲とする。

- (オ) 発電機設備の仕様は、原則として変更できない。ただし、運用上の効果や維持管理性の向上等が得られる場合は、その限りではない。
- (カ) 送配電事業者や通信事業者との協議を要する提案は、原則できない。
- (キ) 空調方式は原則変更としてできない。ただし、運用上の効果や維持管理性の向上等が得られる場合は、その限りではない。
- (ク) 給湯方式は原則として変更できない。ただし、運用上の効果や維持管理性の向上等が得られる場合は、その限りではない。
- (ケ) 汚水排水処理施設は基本設計書に示されている案3を原則とする。ただし、運用上の効果や維持管理性の向上等が得られる場合は、その限りではない。

カ その他

- (ア) 諸室リストと設備プロット図に示す諸室及び設備が備えるべき機能・性能を遵守すること。
- (イ) 新設する汚水処理施設(生産系)の位置変更等は可とする。

9 VE提案作成上の留意事項

(1) VE提案の取扱い

VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではないが、排他的権利の使用にかかる費用については、VE提案金額に含めること。

また、本プロポーザルにおいて非採用となったVE提案についても、実施設計業務において再度検討し、採用することがある。

(2) VE提案の責任の所在

ア 本プロポーザルにおいて採用されたVE提案について、提案者でなければ設計できない技術、あるいは、設計者が責任を負えない技術がある場合は、建築確認申請上、提案者をその他設計者とする。その際に発生する費用等はVE提案金額に含めること。

イ 上記アにおいて、提案者が建築確認申請上のその他設計者となりえない事情がある場合には当該提案は採用しない。

10 VE提案採用後概算工事費見積書の作成

- (1) 技術提案審査対象者は、VE提案採否通知に基づき、概算工事費の再積算を行うこと。
- (2) 条件付き採用可能(△)については、採用条件を別途提示するので、技術提案審査対象者は、提示された採用条件に基づき金額を算出すること。なお、提示された採用条件に対応できない場合は、不採用となる。
- (3) 上記の過程で採用を決定したVE提案の合計金額をVE提案採用金額とする。

11 VE提案採用後概算工事費見積書作成上の留意事項

- (1) VE提案採用後概算工事費見積書は、様式第7号、様式第7号-2~3及び概算工事費見積内訳明細書のタイトル「概算工事費見積」部分を「VE提案採用後概算工事費見積」と修正し提出すること。
- (2) 技術提案書として提出した概算工事費見積書(様式第7号)に、採用通知のあったVE提案の金

額を反映し、総額を記載すること。

- (3) 採用通知のあったVE提案について、技術提案書として提出した概算工事費見積内訳書（様式第7号-2~3）に項目を付加して、項目ごとの金額を追記すること。
- (4) 採用通知のあったVE提案について、技術提案書として提出した概算工事費見積内訳明細書（任意様式）に項目ごとの内訳明細書を添付すること。
- (5) 上記(2)から(4)については、「6 概算工事費見積書の作成」に従い作成すること。

12 その他留意事項

- ア 技術提案及びVE提案については、審査を公平に行うため応募者が特定又は推測できるような記載（会社名、配置技術者名等）やロゴマーク等の使用は認めない。
- イ 提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等とそれぞれの様式に記載すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失する場合がありますので注意すること。
- ウ 提出書類が、説明書、本要領及び別添の様式に示された条件に適合しない場合、記載漏れの場合又は記載内容の不整合若しくは誤りがある場合には無効とすることがある。
- エ 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集し作成すること。
- オ 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- カ 各様式は片面、サイズは日本産業規格による。